

令和8年度 第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和8年5月8日（金）午前10時30分から午前11時まで
場 所	WEBでの実施
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略、五十音順）（9名） ◎は部会長 ◎蔵治 光一郎、浅見 佳世、今泉 文寿、絹村 敏美、 田中 博通、谷 幸則、藤川 格司、山川 陽祐、山本 早苗 事務局（県側出席者）（4名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、 亀澤主任、杉本主任</p>
議 題	水源保全地域の指定区域の変更について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第 ・ 静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧 ・ 水源保全地域の指定区域の変更について 【資料1】 ・ 報告案（水源保全地域の指定区域の変更） 【資料2】

事務局 ただいまから、令和8年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。本日、司会を務めます、水資源班長の密岡です。よろしくお願い申し上げます。

本年度は、水源保全地域の変更作業を早急に実施するという事で、年度が替わり間もない時期ですが、本日の開催とさせていただきました。

本日の部会は、委員9名中9名の方の御出席をいただいております。皆さんWebで参加していただいております、絹村委員のみ同じ県庁内ということで、一緒に参加という形になります。よって、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを御報告いたします。

それでは、次第に従って進めてまいります。開会にあたりまして、水資源課長の望月課長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

水資源課長 皆様、改めましてこんにちは。

水資源課長の望月です。昨年度に引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は御多忙のところ、環境審議会、水循環保全部会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

昨年度の水循環保全部会では、水源保全地域の変更及び太田川圏域流域水循環計画の策定につきまして、4回にわたり御審議をいただきました。1年という短い期間において、委員の皆様方から多くの貴重な御意見を賜り、太田川圏

域につきましては昨年度末、無事に計画を決定することができました。皆様には改めて感謝申し上げます。

今回の部会では、水源保全地域の指定区域の変更について御審議いただくこととしております。変更について皆様に御確認いただくとともに、関係市町、河川管理者等から特段異論がなければ、所定の手続きを経て、令和8年6月1日付で区域を変更したいと考えております。このスケジュールにつきましては、後ほど詳しく説明させていただき、少し相談したいこともありますのでよろしくお願い申し上げます。

また第2回以降の部会につきましては、本年度策定を予定しております富士川圏域の流域水循環計画の策定について御審議をいただきたいと考えております。こちらについては、昨年度環境審議会において諮問を行っておりまして、現在、現状・課題の整理を進めているところでございます。

引き続き皆様方の御協力をお願い申し上げます。

それでは本日の審議、よろしくお願いいたします。

事務局 望月課長、ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては、蔵治部会長をお願いいたします。

蔵治部会長 皆さんおはようございます。

それでは早速ですけれども、次第に従って進めてまいりますので御協力をお願いいたします。

皆さん、メールで届いていると思いますが、次第の3の議事の(1)、水源保全地域の指定区域の変更についてということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは水源保全地域の指定区域の変更について、事務局から説明をいたします。

資料1を御覧いただけますでしょうか。

では、1の概要から説明させていただきます。

静岡県水循環保全条例の第16条第2項におきまして、知事は水源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、河川管理者及び市町の長並びに環境審議会の意見を聴かなければならないということが規定されております。

水源保全地域の指定の解除およびその区域の変更についても、この16条第2項を準用するということが定められております。

今回は令和8年度の地域森林計画対象森林、いわゆる5条森林が変更されたことに伴いまして、水源保全地域の区域を併せて変更するものになります。

本件については令和8年4月24日付で環境審議会に諮問し、同月27日付で、審議会会長から水循環保全部会会長に審議が付託されております。

付属資料1に諮問書、それから付属資料2に付託に関する文書を添付してお

りますので、後ほど御参照ください。

なお、令和6年度の環境審議会において、本手続きについては部会の決議をもって審議会の決議がとることができるように、取扱いが変更されております。これについては、付属資料の3を御確認ください。

次にですね、2の水源保全地域の今回の変更について説明いたします。

指定の基本的な考え方ですけれども、令和4年の11月24日付で答申をいただいた考え方に基づき、5条森林を水源保全地域として指定しました。県民への周知期間を経て、令和5年10月2日に、水源保全地域を指定しました。

また、地域森林計画の変更に伴い、令和6年9月20日に22市町、令和7年6月2日には24市町において水源保全地域を変更しております。

今回は令和8年4月1日に5条森林の区域が変更されたことを踏まえ、再度、水源保全地域を変更するものです。なお、今回の区域の変更は、水源涵養機能を有する森林のうち、5条森林を水源保全地域に指定するという、地域指定の考え方自体を変更するものではありません。

次のページになりますが、水源保全地域の変更対照表というものを添付しております。

左の列に、各市町の水源保全地域名称、その右側の2列に、区域の拡張又は除外があったかどうかを星取り表で示させていただいております。

さらに右側に、市町全体での森林簿の面積の増減を示している形になります。これについてはほとんどが減少となっております。一番右側の列には、水源保全地域の増減の理由が示されているものになります。多くが林地開発に伴う除外、あるいは森林簿の補正に伴う増又は減となっております。このうち森林簿の補正については、森林簿上の面積のみを補正したものと、森林計画図を併せて補正しているものの両方を含んでおります。

それでは具体的な箇所について簡単に説明をさせていただきます。

こちらが今回縮小となった部分の一例になります。林地開発に伴う地域森林計画対象森林からの除外ということで、拡大図を示しているところです。

ソーラーパネルのようなものが航空写真上確認ができて、こういった開発がされたところを地域森林計画対象森林から除外したという事例になります。

続いてこちらが今回拡張となった部分の一例になります。こちらは森林簿の補正等に伴う地域森林計画対象森林への追加ということで、航空写真を見ますと、既に森林のような見た目になっておりまして、こちらを今回森林簿及び森林計画図の補正という形で拡張をしているところです。

こういった変更に伴い、水源保全地域についても区域を変更したいと考えております。

それでは、資料1の1ページ目にお戻りください。

資料の3の変更のスケジュールについて説明させていただきます。

水源保全地域の区域の拡張については、1か月間の縦覧期間が必要ですので、4月24日に縦覧を開始しております。

環境審議会への諮問については、4月24日に文書にて実施しました。今回の部会にて変更を御承認いただけましたら、部会から本会への報告を経て、答申をしていただく流れとなります。

また、並行しまして4月24日から、市町及び河川管理者に意見を照会しております。5月21日に市町、河川管理者への意見照会、5月25日に公告縦覧を終了する予定です。これらの手続きを経まして、5月29日付けで変更の告示を行い、6月1日から水源保全地域を変更したいと考えております。

また6月5日に第1回環境審議会の本会が開かれますので、そこで事務局から報告をさせていただく予定です。本会への報告は資料2の報告案がありますが、こういった形で報告したいと考えています。

別紙において、答申までの経過と諮問内容及び審議結果を記載しております。

また変更手続き全体のスケジュールも示してありますが、委員の皆様にご意見をいただきたい内容がありますので、また後ほど改めて説明をさせていただきます。

続きまして水源保全地域のベースになっている5条森林の状況、それから水源保全地域指定後の届出の状況について、説明いたします。

資料の1の3ページ目を御覧ください。

参考1というところですが、5条森林の面積については、年々減少傾向にあります。県全域に占める割合については、51%台を維持している状態です。森林全体に占める構成比について、小数点以下の変動はありますけれども、概ね80.6%程度で、変化はない状態です。

次に下段の方になりますが、これまでの届出状況を示しております。令和5年10月2日に水源保全地域を指定してから、令和7年度末までに、土地取引で591件、開発行為で49件、計640件の届出がございました。

土地取引の届出に記載された土地の利用目的を昨年度1年間において集計したところ、133件、約45%は現状と同じ、それ以外の約55%が現況と異なる利用となっております。

一方、面積ベースで見ますと、9割程度が現況と同じで、開発等の土地利用の変化は伴わない案件が大部分を占めております。

土地の利用目的を変更するものの多くは再生可能エネルギー関連施設の設置を目的としたものです。具体的には太陽光発電施設や系統用蓄電池の設置が主な案件となっております。面積としては先ほどの再生可能エネルギー関連施

設に加えまして、残土置き場のための土地取引案件の割合が大きい結果となっております。その他としてダムの管理者が将来的なダム上流側の河川水位が上昇することを見越して冠水範囲の用地を取得するといった案件もありました。

開発行為の届出については、他法令の網にかかる開発行為については適用除外となることから、件数、規模ともそれほど多くはないですが、内訳としては再生可能エネルギー関連、こちらはとりわけ太陽光発電施設や鉄塔の建設が多くを占めております。また山中の管理道路設置というものも一部ございました。

5条森林の面積に大きな変動がなく、また届出が適正数提出されている状況を踏まえまして、水源保全地域として5条森林を指定するという考え方自体については、特段すぐに変更する必要はないものと考えております。

水源保全地域の指定区域の変更の内容について、事務局からの説明は以上ですが、先ほど申し上げたスケジュールについて、改めて説明させていただきます。

昨年度も5月中旬に水循環保全部会を開催しましたが、本来であれば並行して実施している関係者の意見照会と公告縦覧が終了した段階で、意見の有無等を確認したうえで部会による審議という流れが適切なのではないかと考えております。過去に本内容について意見等が出たことがなく、実務的に支障がなかったという状況もありますが、来年度以降は進め方を再検討していく必要があると考えております。

具体的な進め方としては、年度末の部会で次年度の方針、基本的な考え方について御了解をいただき、次年度に入りましたら区域の変更作業を早急に進めます。部会の開催時期については市町等の意見照会の回答と、公告縦覧期間が終了した後とし、その後答申をいただくという順番で行いたいと考えております。

ただし今年度については、本日の部会で水源保全地域の指定区域の変更における説明部分のみ実施させていただき、皆様の御意見をお伺いするところまでとしまして、5月21日の関係者の意見照会の回答と、5月25日の公告縦覧が終了した後で改めて決議をいただくという形で考えております。

例年重大な意見等が出されたことがなく、今回も同様の結果となる可能性が高いと考えられますので、その場合は書面等で決議を取らせていただくことも考えております。

スケジュールの関係につきましては最後に説明させていただきましたが、今年度の対応と来年度以降の進め方につきまして、皆様の御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

蔵治部会長 御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段の御意見はなさそうですか。

事務局 事務局から少し補足説明させてください。

先ほど説明がありましたけれども、今回部会として5条森林の変更に伴って区域を変えるということに御意見をいただいて、5月25日以降にもう1回会議を行う形になるのですが、その会議の開催については基本的に何も意見がなければ書面という形で決議を取ろうかと思っておりますので、その点につきましても御意見があればいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

蔵治部会長 本来であれば、5月25日以降にこの会議を開催するというのが正しいあり方だったようなんですが、順番が前後してしまったので、今日は意見交換をしておくということで決議は後ほどということかと思ひます。

ということで、このタイミングで皆様から特段の御意見はありますでしょうか。

それでは特に御意見はないということだと思ひますので、意見交換としては以上といたします。

現在進行中の意見照会と公告縦覧が終了した後にその結果を踏まえて後日あらためて決議を行いたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

本日予定していた内容はこれで終了ですが、最後に全体を通して何かありましたら御発言をお願ひしたいと思ひます。

よろしいですしょうか。

特にないようですので以上で終了したいと思ひます。進行は事務局にお返しいたします。

事務局 蔵治部会長、進行ありがとうございました。

それでは最後に次第の4の「その他」ですけれども、事務局から今後の予定等について説明をいたします。

本年度の流域水循環計画の策定の予定について、簡単にお知らせをいたします。本年度は令和5年度末に審議をしていただきました策定順に従いまして、富士川圏域、大井川・菊川圏域の策定について着手をする予定でございます。

富士川圏域につきましては、令和8年1月14日に流域水循環協議会を設立しまして、地元団体の協議体制を整えている状況です。また、大井川・菊川圏域につきましては、年度の後半を目安に策定作業に着手する予定でございます。

令和7年9月4日に開催しました第2回環境審議会の全体会にて、富士川圏域の流域水循環計画の策定については諮問の方を行っておりますが、今後水循環保全部会で御審議をいただくことになると思ひますので、引き続き部会への出席をよろしくお願ひします。

なお、本年度第2回の水循環保全部会の方は、6月から7月ぐらゐを目処に実施したいと考えておりますので、後日、事務局から日程調整をお送りさせて

いただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

委員の皆様、何か御意見御質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

特になければ、以上で令和8年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了させていただきたいと思えます。

なお、本日の説明内容については意見照会及び公告縦覧期間の終了後にそれらの結果を踏まえて御審議いただく形にしたいと思えますので、後日蔵治部会長の了解を得たうえで、事務局から連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【書面決議について】

- ・ 令和8年5月26日（火）

令和8年5月21日（木）に関係機関への意見照会期間、令和8年5月25日（月）に公告縦覧期間が終了した。

上記期間内に重大な意見等がなかったことから、「水源保全地域の指定区域の変更」について、事務局から各委員へ書面による審議依頼を通知した。

- ・ 令和8年5月27日（水）

「水源保全地域の指定区域の変更」について、全委員から「意見なし」の回答を得たため、「地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする区域の変更に伴い、水源保全地域の指定区域を変更することが適当である」との結論を得た。

- ・ 令和8年5月28日（木）

部会の結論について、本会へ報告。